2026.6～

枚方市結婚等新生活支援補助金

2025 年度婚姻で、2025 年度中に申込みされた方の継続補助のご案内

交付額が 30 万円未満だった方が対象です

継続補助・・・2025 年度の補助金を申し込み、交付決定を受けたが、補助上限額（30 万円）に達していない。

要件確認（継続補助）・・・2025 年度制度で要件確認を申し込み、確認を受けたが、補助金の申込みはまだ行っていない。

あなたは			
	□	【A】継続補助	申込み期限　令和　年　月末日
	□	【B】要件確認	申込み期限　令和　年　月末日

【A】【B】の方は、婚姻の 1 年後の同月末が期限です。

【A】継続補助の方

（補助上限額は、30 万円から 2025 年度の補助金の交付額を差し引いた額）

提出書類

□様式第６号　　□様式第７号　　□様式第４号

□令和８年４月１日以降に支払った住居費用等の書類（領収書、通帳の写し等）

□その他（以前の申込み時から、住所、賃料・共益費、住宅手当などが変更になっている場合は、住民票、住宅の契約書等の写し、様式第２号などもご提出ください。）

【B】要件確認の方（補助上限額は、30 万円）

提出書類

□様式第６号　　□様式第２号　　□様式第７号　　□様式第４号

□新婚夫婦の住民票の写し

□令和８年４月１日以降に支払った住居費用等の書類（領収書、通帳の写し等）

□住宅の契約書等の写し

□新婚夫婦の枚方市の滞納無証明書

□その他（詳細は、申込書類チェックシートをご参照ください。）

上記の下線部分以外は、申込概要の記載をご参照ください。